

原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書 新旧対照表 (1 / 2)

改定前	改定後	改定理由
<p>2 乙は、次に掲げる測定を行いその結果を記録し、毎月甲に報告する。</p> <p>(3) 前記各号の測定は、<u>日本工業規格</u>に定める方法による。</p> <p>4 協定書第4条第1項に規定する事前了解は、次に掲げるところによる。</p> <p>(2) 協定書第4条第1項第4号に規定する廃止措置を講じようとするときは、廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について、<u>炉規法第43条の3の33第2項</u>の規定による認可（以下「廃止措置計画認可」という。）又は同条第3項において準用する炉規法第12条の6第3項の規定による変更の認可（以下「廃止措置計画変更認可」という。）を受けて、廃止措置を講じようとする場合をいう。</p> <p>5 協定書第5条に規定する平常時における定期的な連絡は、次に掲げるところによる。</p> <p>(4) 協定書第5条第4号の廃止措置の実施状況については、次により行う。</p> <p>イ 廃止措置計画認可又は廃止措置計画変更認可を受けて実施する廃止措置の実施状況</p> <p style="text-align: center;">毎月</p> <p>ロ <u>炉規法第43条の3の33第3項</u>において準用する炉規法第12条の6第3項ただし書に規定する廃止措置計画の軽微な変更</p> <p style="text-align: center;">変更の都度</p>	<p>2 乙は、次に掲げる測定を行いその結果を記録し、毎月甲に報告する。</p> <p>(3) 前記各号の測定は、<u>日本産業規格</u>に定める方法による。</p> <p>4 協定書第4条第1項に規定する事前了解は、次に掲げるところによる。</p> <p>(2) 協定書第4条第1項第4号に規定する廃止措置を講じようとするときは、廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について、<u>炉規法第43条の3の34第2項</u>の規定による認可（以下「廃止措置計画認可」という。）又は同条第3項において準用する炉規法第12条の6第3項の規定による変更の認可（以下「廃止措置計画変更認可」という。）を受けて、廃止措置を講じようとする場合をいう。</p> <p>5 協定書第5条に規定する平常時における定期的な連絡は、次に掲げるところによる。</p> <p>(4) 協定書第5条第4号の廃止措置の実施状況については、次により行う。</p> <p>イ 廃止措置計画認可又は廃止措置計画変更認可を受けて実施する廃止措置の実施状況</p> <p style="text-align: center;">毎月</p> <p>ロ <u>炉規法第43条の3の34第3項</u>において準用する炉規法第12条の6第3項ただし書に規定する廃止措置計画の軽微な変更</p> <p style="text-align: center;">変更の都度</p>	<p>J I S法の改正</p> <p>「工業標準化法」から「産業標準化法」への変更に伴い、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」へ変更となった。</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正</p> <p>廃止措置実施方針の条文が追加されたことにより、廃止措置計画を規定していた条文番号が「第43条の3の33」から「第43条の3の34」へ変更となった。</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正</p> <p>廃止措置実施方針の条文が追加されたことにより、廃止措置計画を規定していた条文番号が「第43条の3の33」から「第43条の3の34」へ変更となった。</p>

原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書 新旧対照表 (2 / 2)

改定前	改定後	改定理由
<p>5 協定書第5条に規定する平常時における定期的な連絡は、次に掲げるところによる。</p> <p>(5) 協定書第5条第5号のその他発電所の保守運営状況については、次により行う。</p> <p>イ 発電実績 毎月</p> <p>ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量 毎四半期</p> <p>ハ 核燃料物質の状況</p> <p> 受入・払出状況 その都度</p> <p> 消費状況 毎月</p> <p> 管理状況 毎半期（7月及び1月）</p> <p>ニ 放射線管理の状況 <u>毎半期（4月及び10月）</u></p> <p>ホ <u>放射線従事者線量及び放射性廃棄物の放出、保管状況</u> 毎四半期及び毎年度</p> <p> 放射性廃棄物の管理状況 毎月</p> <p>ト 定期検査の実施計画及びその結果 定期検査の都度</p> <p>チ 原子炉施設保安規定 変更の都度</p> <p>リ 炉規法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設について、炉規法第43条の3の8第4項に規定する変更 変更の都度</p>	<p>5 協定書第5条に規定する平常時における定期的な連絡は、次に掲げるところによる。</p> <p>(5) 協定書第5条第5号のその他発電所の保守運営状況については、次により行う。</p> <p>イ 発電実績 毎月</p> <p>ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量 毎四半期</p> <p>ハ 核燃料物質の状況</p> <p> 受入・払出状況 その都度</p> <p> 消費状況 毎月</p> <p> 管理状況 毎半期（7月及び1月）</p> <p>ニ 放射線管理の状況 <u>毎四半期、毎半期（5月及び11月）</u></p> <p>ホ 放射性廃棄物の管理状況 毎月</p> <p> 定期検査の実施計画及びその結果 定期検査の都度</p> <p>ト 原子炉施設保安規定 変更の都度</p> <p>チ 炉規法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設について、炉規法第43条の3の8第4項に規定する変更 変更の都度</p>	<div data-bbox="2418 457 2789 611" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国への放射線管理等報告に関する関係規定の改正に伴う見直し</p> </div> <p>「原子力事業者等による放射線管理等報告の合理化のための原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則（原子力規制委員会規則第8号）」の施行に伴い、「放射線業務従事者線量等報告書」を廃止し「放射線管理等報告」に統合するとともに報告時期を変更することになった。</p> <p>このため、協定書の覚書に基づく「放射線管理の状況」についても、報告内容を変更する。また、「放射線業務従事者線量等の状況」の廃止及び「放射線管理の状況」の報告時期の変更に伴い、協定書の覚書の記載内容についても変更する。</p>